

参考資料 1 経過措置適用法人の評議員確保に向けた計画等の調査結果について

【調査対象と有効回答数】

(調査対象)平成31年4月1日時点評議員6人以下法人
(有効回答)4,466法人/4,800 法人(93.0%)

①令和元年12月1日時点で評議員6人以下の法人**4,374法人**の評議員確保に向けた状況等についてとりまとめた

有効回答の中には、「経過措置の対象となっていない法人(92法人)」が含まれていたため、これをのぞいている。

②評議員確保に向けた計画について

評議員の選任完了時期(予定)		
1. 既に選任済み	472	10.8%
2. ~令和元年12月	87	2.0%
3. 令和2年1月~令和2年3月	3,667	83.8%
4. 令和2年4月以降	148	3.4%

経過措置満了時まで選任を完了する法人は **96.6%**

「4. 令和2年4月以降」としている148法人のうち、
 ・解散等により選任不要:3法人
 ・令和2年4月1日で選任:8法人
 ・令和2年定時評議員会で選任:**20法人**
 ・**選定中、選任完了時期が未定:117法人**となっている。

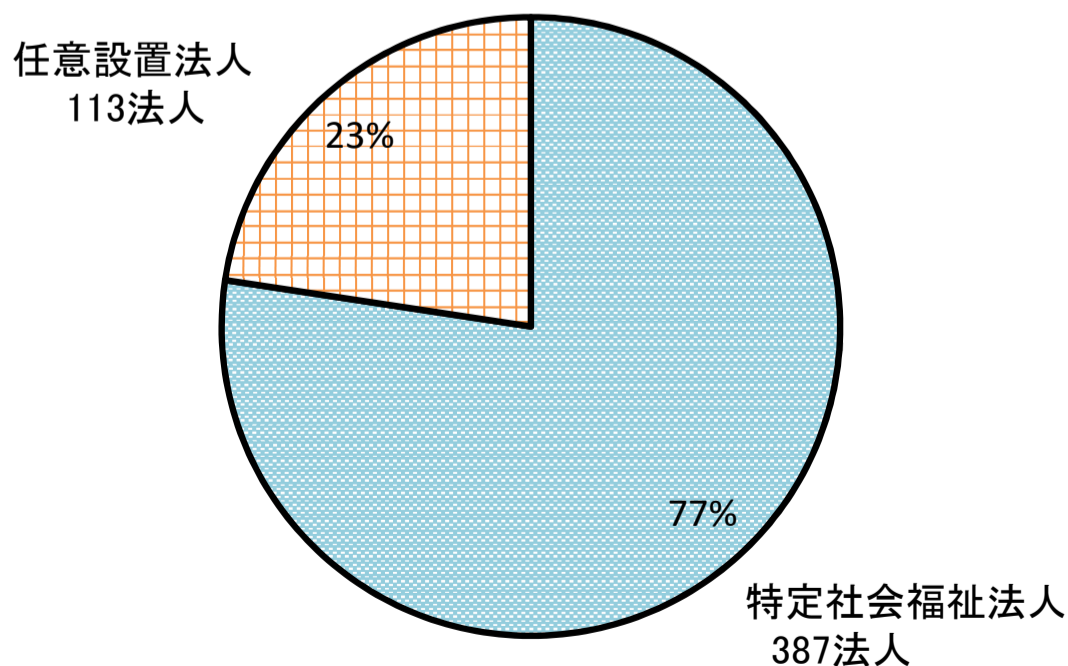
参考資料 2

令和元年度(12月1日時点) 会計監査人設置状況調査(1/2)

会計監査人設置法人数割合(令和元年度)

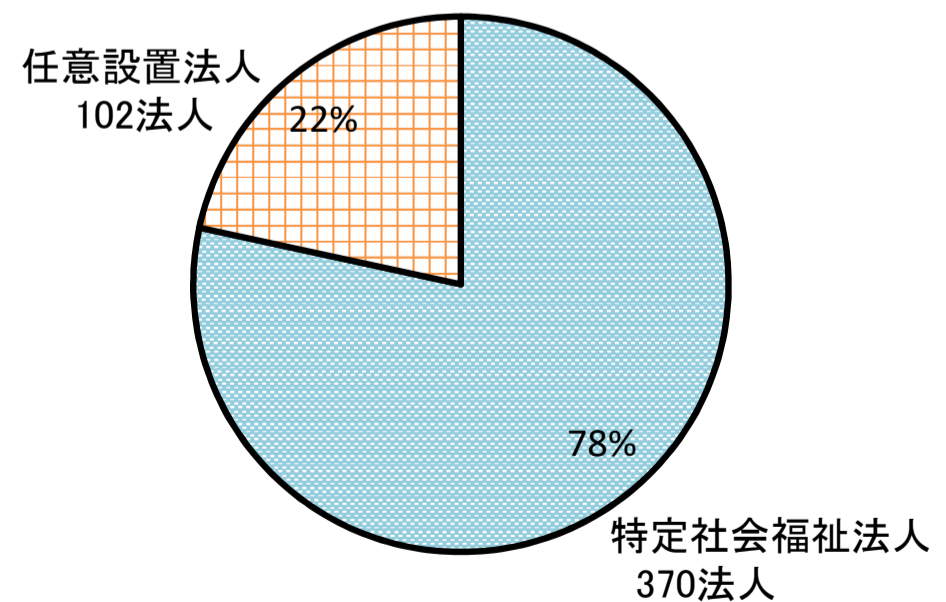
500法人/20,912法人

※法人総数は平成30年度末現在(福祉行政報告例)



参考:昨年度(平成30年度)の状況

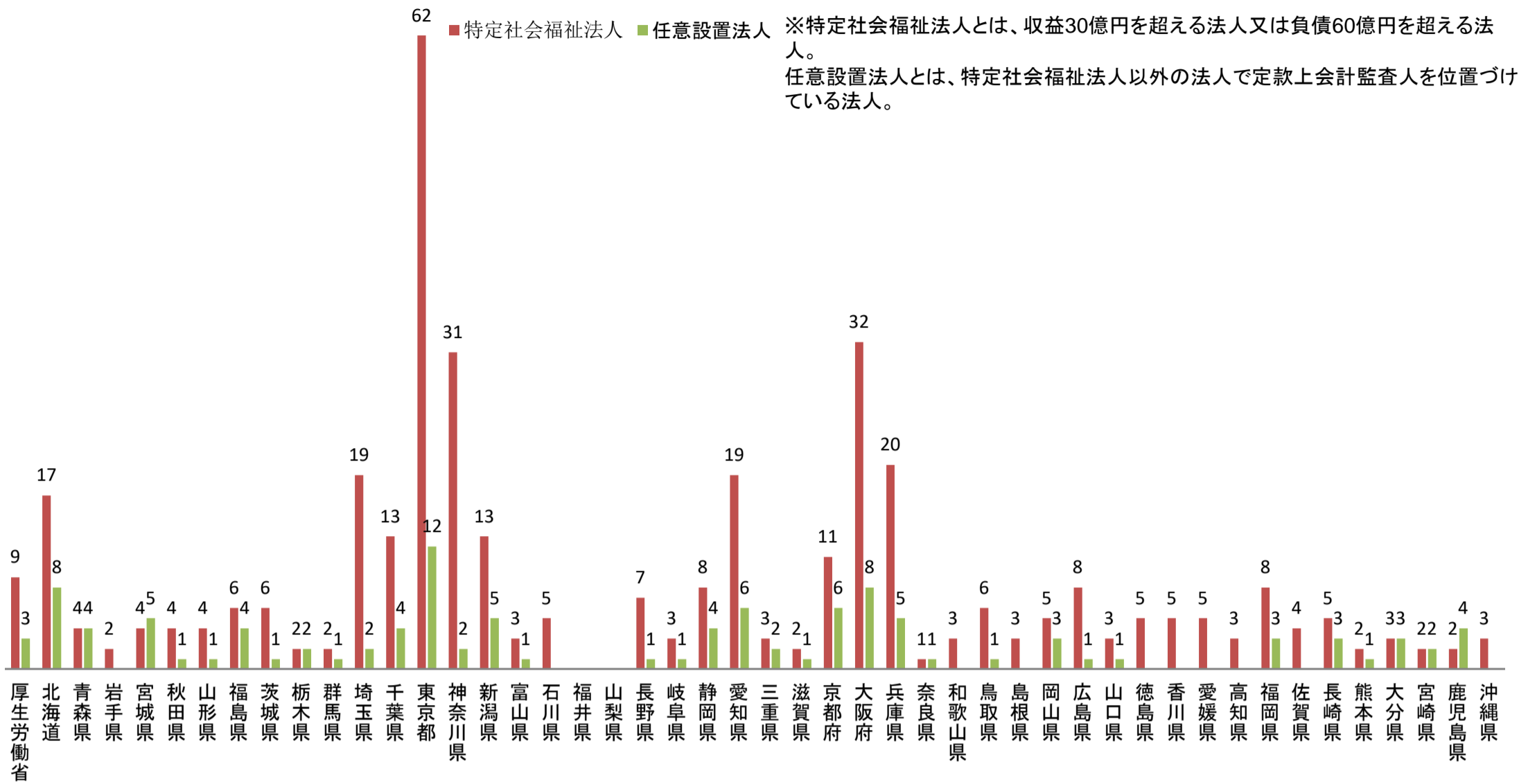
472法人/20,838法人



※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
 任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

令和元年度（12月1日時点）会計監査人設置状況調査（2 / 2）

都道府県別会計監査人設置数一覧



出典：厚生労働省福祉基盤課調べ

参考資料3

新「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修事業」の実施

【要旨】

- 平成28年における社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性、非営利性を担保するために、全ての法人に対して「ガバナンスの強化」「財務規律の向上」「事業運営の透明性の向上」を図ることとされ、これらの取組の着実な実施が求められている。
- 「ガバナンスの強化」に伴う会計監査人の設置義務化により、大規模法人の適正な財務報告の質が制度上担保された一方で、社会福祉法人の多数を占める規模の小さい法人については、大規模法人と比べて、人員体制、ITシステムが脆弱なことなどから、財務報告について課題が多く、小規模法人の財務報告の質を確保する必要性が指摘されている。
- 小規模法人における財務会計処理については、日常発生する取引の処理方法についての誤り等、所轄庁による指導監督の徹底やマニュアルの周知徹底のみでは是正しきれない部分がある。
- こうした状況を踏まえ、小規模法人の財務会計に関する事務処理体制の強化を図るため、令和2年度予算案において、「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修」の開催に必要な経費を計上するもの。
本研修事業の実施により、日常発生する取引の処理の適正化を図るとともに、各小規模法人間の交流、情報交換を促進する。

【事業内容】

- 小規模法人の担当者（理事や監事含む）等を対象に、全国を8ブロックに分け、次のようなカリキュラムにより、「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修」を開催する。

カリキュラム	
社会福祉法人の組織運営について（講義）	0.5h
社会福祉法人の財務会計について（講義）	0.5h
小規模法人の財務会計の事務処理体制について（講義）	2h
社会福祉法人の財務会計に関する事務処理体制における課題について（演習）	3h

【令和2年度予算額(案)】

(目) 保健福祉調査委託費 **6,740千円** ← 令和元年度予算額：0千円

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児発 0124 第 1 号 社援発 0124 第 1 号 老 発 0124 第 1 号 平成 2 9 年 1 月 2 4 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老 健 局 長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について</p> <p>社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。</p> <p>さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。</p> <p>今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第6条の13から第6条の22までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成29年4月1日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0124 第 1 号 社援発 0124 第 1 号 老 発 0124 第 1 号 平成 2 9 年 1 月 2 4 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老 健 局 長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について</p> <p>社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。</p> <p>さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。</p> <p>今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第6条の13から第6条の22までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成29年4月1日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法</p>

<p>人等関係各方面に周知願いたい。</p> <p>なお、平成29年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成28年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるのご留意願いたい。</p> <p>また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請（法第55条の2第1項、第2項及び第9項並びに規則第6条の13関係）</p> <p>評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、別紙4の様式例により、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月30日までに、法第59条の届出と同時に所轄庁に対して申請を行うこと。</p> <p>所轄庁においては、<u>社会福祉充実計画の意義を踏まえつつ</u>、法人の経営の自主性を十分尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることも<u>勘案してを踏まえ</u>、次の内容について確認を行うこと。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合において、単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に社会福祉充実残額を充当する内容となっていないか。</u></p> <p>9～12 (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙1-参考①) 社会福祉充実計画記載要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 資金計画</p> <p>① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。<u>なお、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする事業を行う場合にあっては、単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に社会福祉充実残額を充当することはできないものであること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>人等関係各方面に周知願いたい。</p> <p>なお、平成29年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成28年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるのご留意願いたい。</p> <p>また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請（法第55条の2第1項、第2項及び第9項並びに規則第6条の13関係）</p> <p>評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、別紙4の様式例により、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月30日までに、法第59条の届出と同時に所轄庁に対して申請を行うこと。</p> <p>所轄庁においては、法人の経営の自主性を十分尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであること<u>を踏まえ</u>、次の内容について確認を行うこと。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙1-参考①) 社会福祉充実計画記載要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 資金計画</p> <p>① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>
---	---

- 平成30年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」において、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」について、以下の目的で検討を実施。
 - ① 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に寄与している実態を明らかにすること
 - ② 今後更にその実践の輪を広げていくために、社会福祉法人は、法人間の連携とともに、自治体、社会福祉協議会、地域住民等とのつながりを一層強化する必要がある、そうしたつながりをつくっていくために必要な視点を提示すること
 - ③ 地域社会における包括的支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を提示すること

「地域における公益的な取組」の現状と課題

- 「地域における公益的な取組」は、社会福祉法人の本来の使命に基づき、これまでの実践の延長線上にあるものとして展開され、これまでも地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に寄与してきている。
- 「地域における公益的な取組」は、単に社会福祉法に位置付けられた責務ではなく、社会福祉法人が本来有する固有の存在意義を具現化するものと再認識すべき。
- 今後、こうした実践について、地域共生社会の実現、包括的支援体制の確立という視点から、見つめ直し、更なる価値や効果・成果を向上させた実践へと発展させていくことが重要である。
- 一方、「地域における公益的な取組は」、これまで、地域住民をはじめ社会にあまり伝わっていないため、自らの取組を積極的に情報発信し、社会福祉法人の存在意義をアピールし、社会福祉法人が向き合う地域課題を社会全体で共有する必要がある。

地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の実践の方向性

- 複数の社会福祉法人が連携・協働して、制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組の更なる推進
- 市町村や社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域福祉計画策定への参画等、地域共生社会の実現に向けた取組を推進
- 上記取組により（見えなかった）地域課題を広報・発信、社会化し、地域住民とともに解決するシステムの構築 等

(出典) 平成30年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書

自治体・社会福祉協議会関係者の皆さまへ

～包括的支援体制の確立に向けた社会福祉法人との連携のススメ～

地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿

社会福祉法人は地域共生社会の実現をめざしています!

- ◆ 全国各地の社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」として、地域共生社会の実現に向けた多様な実践を展開しています。

社会福祉法人の専門性と、複数法人間連携による総合力を発揮!

- ◆ 地域住民のライフステージやライフイベントに応じた福祉サービスを提供している社会福祉法人は、その専門性を活かすとともに、複数の法人が連携して制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組を推進しています。

自治体、社協と社会福祉法人の一層の連携強化を!

- ◆ 市町村や社会福祉協議会においても、地域共生社会の実現をめざし、包括的支援体制を確立するうえで、社会福祉法人との連携を強化することが、ますます重要になります。

- 全国社会福祉協議会では、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として、「地域における公益的な取組に関する委員会」を設置し、
 - ① 社会福祉法人による地域における公益的な取組が、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の構築に寄与している実態を明らかにすること、
 - ② 今後さらにその実践の輪を広げていくために、社会福祉法人は、法人間の連携とともに、自治体、社会福祉協議会、地域住民等とのつながりを一層強化する必要がある、そうしたつながりをつくっていくために必要な視点を提示すること、
 - ③ 地域社会における包括的支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を提示すること、
 を目的に、検討を進めてまいりました。
- 現在、全国各地で展開されている、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の社会的な効果として、本委員会では、以下のとおり整理いたしました。

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の社会的な効果

- 1 地域課題の把握・気づき・掘りおこし
 - ① 住民相互の交流の場、居場所づくり
 - ② 相談しやすい環境づくり
 - ③ 地域課題の発見と早期対応
- 2 制度の狭間にある課題に対する専門的、総合的な対応
- 3 職員の意識・ソーシャルワーク機能の向上、人材の確保・定着
- 4 ソーシャルワーカーの専門性や実践力の向上に資する実習機会の提供
- 5 自治体や社協等との連携による地域づくりに向けた活動の活性化
- 6 地域住民の理解促進
- 7 地域における災害支援体制の構築

自治体や社協等との連携による地域づくりに向けた活動の活性化

- 自治体や社協においては、地域づくりに対する予算・人員が十分に確保されることが難しくなっている現状において、社会福祉法人の事業所や職員が参画することで、活動の活性化につながっています。
- また、自治体や社協の活動が活性化することにより、地域の居場所や交流の場が広がり、そこから地域課題やニーズなどをくみ取る機会が増え、ニーズや課題を踏まえた新たな地域づくりの活動展開につながっていくという相乗効果も生まれています。

事例

「地域福祉計画への参画と社会福祉法人連絡会の設立」

町の自治体と社協が、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定に際し、町内のすべての社会福祉法人との意見交換を行い、同計画に「社会福祉法人(事業者)としてやるべきこと」を明記し、公益的な取組を通じて地域福祉の担い手として位置づけた。
町社協は、地域住民と社会福祉法人とつながる場を設け、すべての法人で取組が展開される機会をつくることにも、自治体が声をかけ、町内の社会福祉法人連絡会を立ち上げ、多様な地域課題に共に取り組む包括的支援体制の確立を進めている。

事例

「小学校と連携した福祉教育の実践」

近隣小学校へ子ども達に介護を学ぶ機会をつくってもらえるか打診をし、小学校の総合学習の時間として、施設の見学や、施設職員が学校を訪問する機会を設けてもらった。
施設見学の質疑応答の時間では、子ども達からたくさんの質問があり、介護施設に興味を持っている様子が見えた。職員の学校訪問では、スライディングボード等の道具を使った移動介助の方法を楽しみながら学んでもらえた。
施設見学、学校訪問の後は、施設の夏祭りに遊びに来てくれたり、また、子ども達から機械浴の入浴体験をしたいとの希望があり、保護者付き添いで来訪し、機械浴の入浴体験をしてもらうなど、継続した福祉教育の場となっている。



地域における 包括的な支援 体制の確立

〈地域共生社会 の実現〉

- 本委員会では、こうした社会福祉法人による実践の効果をさらに地域社会に波及させていくためには、地域住民をはじめ多様な機関との連携の輪を広げていくことが必要であり、とくに自治体、社会福祉協議会との連携・協働が必要不可欠であると考えております。
 - とくに、地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定・改定への社会福祉法人関係者の参画や、地域づくりや福祉教育といった活動における協働、災害支援体制整備に向けた連携、生活困窮者支援に向けた連携など、多くの場面で、自治体や社協と社会福祉法人がより一層強固な連携関係を構築することが必要になっております。
 - 自治体、社協関係者におかれましては、以下の事例等をご参照のうえ、ぜひ地域の社会福祉法人との連携・協働を推進していただきますようお願いいたします。
- ◆「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書
https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigy/research/20190322_koueki.pdf

事例

「町社協との協力・連携」

地元の町社協が実施する事業に積極的に協力することで、地域住民との関係が構築され、法人が実施する障害者支援に対する理解啓発と、社会福祉法人に対するイメージアップにつながり、地元地域住民の採用につながった。

また、社協など様々な機関とつながることで、自分の仕事の広さや役割を再確認することができ、職員の職業意識の醸成やモチベーションの向上につながり、定着率の向上にも寄与している。定着率の向上により職場全体としての業務の習熟度もあがることで効率化から余力も生まれ、さらに新たな地域に向けて取組の展開に発展する相乗効果が見られる。

事例

「ユニバーサル就労支援による 新たな雇用の創出」(認定就労訓練事業)

ひきこもりや長年のブランクにより自力では就職にたどり着けない人、障害認定は受けていないが何らかの疑いのある人、コミュニケーションや対人関係に不安が強い人など、「働きたいけど働けずにいる人」に対して、福祉施設での実習を通じて自信をつけ、社会性や仕事の遂行力を身に付け、一般企業への就職、社会福祉法人での就労など、多様な働き方を支援している。

「働きたいけど働けずにいる人」には、相談すること自体に抵抗があったり、多岐にわたる複雑な課題を抱えていることも多く、就労支援を通じて気軽に相談できる関係をつくり、把握した課題については、自治体、社協、自立相談支援機関などと連携し、認定就労訓練事業として、一人ひとりの課題や背景に応じた柔軟な支援を展開している。

- 自治体においては、社会福祉にかかる諸施策を推進するうえで、地域住民のライフステージやライフイベントに応じた福祉サービスを提供している社会福祉法人との連携は不可欠ですが、今後、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を確立するうえでも、制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組を推進している社会福祉法人との連携を強化することが、ますます重要になるものと考えられます。
- 社協においても、地域福祉を推進するうえで、地域共生社会の実現をめざした体制を確立することが求められますが、一方で、財源や人員体制を確保することが困難な状況にあるなか、施設・設備、専門人材、ノウハウ等の経営資源を有する社会福祉法人との連携を積極的に推進することが、ますます必要となってきます。
- 自治体や社協関係者にとって、今後、「地域づくり」の視点から「地域における公益的な取組」を推進する社会福祉法人との連携強化に向けて、ぜひ積極的なお取り組みをお願いいたします。

地域における災害支援体制の構築

- 日頃から地域住民や自治体、社協と顔の見える関係を構築していることで、災害が起こったときにもスムーズに連携する体制構築が進められています。
- また、社会福祉法人の職員を災害ボランティアとして派遣したり、複数法人間での連携により、入所者のみならず地域の要配慮者の支援に取り組むなど、地域における災害支援の実践を担っています。

事例

「災害ネットワークや連携体制の構築」

社会福祉法人が地元の町社協への事業に協力するなかで、自治体、社協、町内のすべての法人が参画する防災ネットワークの構築につながった。

発災時の地域住民に対する支援方針をあらかじめ共有するとともに、法人職員を災害ボランティアとして派遣できる体制をつくった。

事例

「災害時の法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業」

県域における複数法人間連携の一環として、災害時に、福祉避難所に対し、参画法人・施設から必要人材を派遣するとともに、福祉避難所に避難している要援護者の移送・受入を行う体制を構築した。

また、法人・施設の被災状況を把握し、入所者に対する避難等の支援を行うとともに、生活物資等の提供や支援職員の派遣を行う。

- 社会福祉法人は、地域における公益的な取組として、地域の子育て家庭に対する相談支援や高齢者に対する見守り・安否確認など、保育所や特別養護老人ホームといった本来の社会福祉事業の延長線にある取組をベースにしつつ、地域共生社会の実現にめざし、「地域づくり」に向けた取組を推進しています。

「地域づくりに向けた取組例」

	地域づくり	主な取組例
①	まちおこし	◆夏祭り等、イベントの開催による住民間のつながりの再構築 ◆休耕地を活用した野菜栽培とカフェの開催による地域交流 ◆高齢者が進行するニュータウンでの集いの場の運営 など
②	産業振興	◆働き手が少ない商店街との連携による就労支援 ◆商店街の空きスペースを活用したサロン活動 ◆ユニバーサル就労支援による新たな雇用の創出 など
③	交通インフラ	◆公共交通機関がない地域での移動支援 ◆買い物支援 ◆配食サービス など
④	住まい	◆居住支援法人としての住まいの確保 ◆刑余者の自立支援に向けた自立準備ホームの登録 ◆DV被害者の緊急一時保護(シェルター)の実施 など
⑤	災害支援	◆災害支援ネットワークによる避難所支援 ◆施設入所・要援護者等に対する支援 ◆法人職員による災害ボランティア活動 など

地域における公益的な取組に関する委員会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 法人振興部
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 TEL03-3581-7819 FAX03-3581-7928

※本パンフレットは、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として作成したものです。

社会福祉法人関係者の皆さまへ

～包括的な支援体制の確立に向けて 「地域における公益的な取組」のさらなる展開を～

地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿

「地域における公益的な取組」の積極的な発信を!

- ◆社会福祉法人においては、多様な取組を展開しているにも関わらず、地域における公益的な取組として認識されず、十分な発信をしていない状況も見受けられます。
 - ◆その結果、社会福祉法人の姿が、地域住民をはじめ社会にきちんと伝わっていない側面があるため、自らの取組を積極的に情報発信し、社会福祉法人の存在意義をPRし、社会福祉法人が向き合っている地域課題を社会全体で共有しましょう!
- ※P.4の一覧をご参照いただき、必ず現況報告書に記載いただくとともに、あらゆる機会に社会に発信していきましょう。

「地域における公益的な取組」により地域共生社会の実現を推進しましょう!

- ◆これまでの実践の延長線上で展開されている多様な取組が、地域共生社会の実現に寄与していることを再認識し、地域での包括的な支援体制の構築に向けて、取組のさらなる拡充をめざしましょう!

複数法人間連携とともに、自治体や社協との一層の連携強化を!

- ◆個々の法人の専門性を活かすとともに、複数の法人が連携して制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組を推進しましょう!
- ◆市町村や社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立をめざしましょう!

- 全国社会福祉協議会では、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として、「地域における公益的な取組に関する委員会」を設置し、
- ①社会福祉法人による地域における公益的な取組が、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に寄与している実態を明らかにすること、
- ②今後さらにその実践の輪を広げていくために、社会福祉法人は、法人間の連携とともに、自治体、社会福祉協議会、地域住民等とのつながりを一層強化する必要があるため、そうしたつながりをつくっていくために必要な視点を提示すること、
- ③地域社会における包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を提示すること、
- を目的に、検討を進めてまいりました。
- 現在、全国各地で展開されている、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の社会的な効果として、本委員会では、以下のとおり整理いたしました。

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の社会的な効果、成果

1

地域課題の把握・気づき・掘り起こし

- ①住民相互の交流の場、居場所づくり
⇒カフェの開催等による地域住民が気軽に立ち寄れる居場所をつくることで、社会福祉法人と地域住民あるいは地域住民どうしのつながりの構築を回っています。
- ②相談しやすい環境づくり
⇒地域行事への参加を通じて、地域住民との日常的な関係をつくり、気軽に相談しやすい環境をつくっています。
- ③地域課題の発見と早期対応
⇒通常業務などを通じて、地域住民との積極的に関わる機会があることから、地域課題の発見と早期対応に取り組んでいます。

2

制度の狭間にある課題に対する専門的、総合的な対応

⇒社会福祉法人が有する施設・設備や専門人材等を活用した専門的な支援を実践するとともに、複数法人間の連携や自治体・社協等とのネットワークを構築することで、個々の専門性をつなぎ合わせ、総合的、包括的な支援を展開できる体制を確立しています。

3

職員の意識・ソーシャルワーク機能の向上、人材の確保・定着

⇒地域課題に向き合っている社会福祉法人では、これまで施設内でのケアワークを中心としていた職員がコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の役割を担うことで、成長の機会になるとともに、職場の活性化にもつながっています。

4

ソーシャルワーカーの専門性や実践力の向上に資する実習機会の提供

⇒社会福祉士養成校等と連携し、「地域における公益的な取組」の展開場面に実習プログラムに位置づけ、ソーシャルワーカーの養成に取り組んでいます。

5

自治体や社協等との連携による地域づくりに向けた活動の活性化

⇒社会福祉法人が自治体や社協等との連携を進めることで、地域課題やニーズなどをくみ取る機会が増え、ニーズや課題を踏まえた新たな地域づくりの活動展開につながっています。

6

地域住民の理解促進

⇒地域住民の参画を促進したり、地域住民の活動に社会福祉法人が参画したり、相互に主体性を尊重しつつ、ともに連携して活動を展開することで、地域住民における地域共生社会の必要性に対する理解促進にもつながっています。

7

地域における災害支援体制の構築

⇒日頃から地域住民や自治体、社協と顔の見える関係を構築していることで、災害が起こったときにもスムーズに連携する体制構築が進められています。

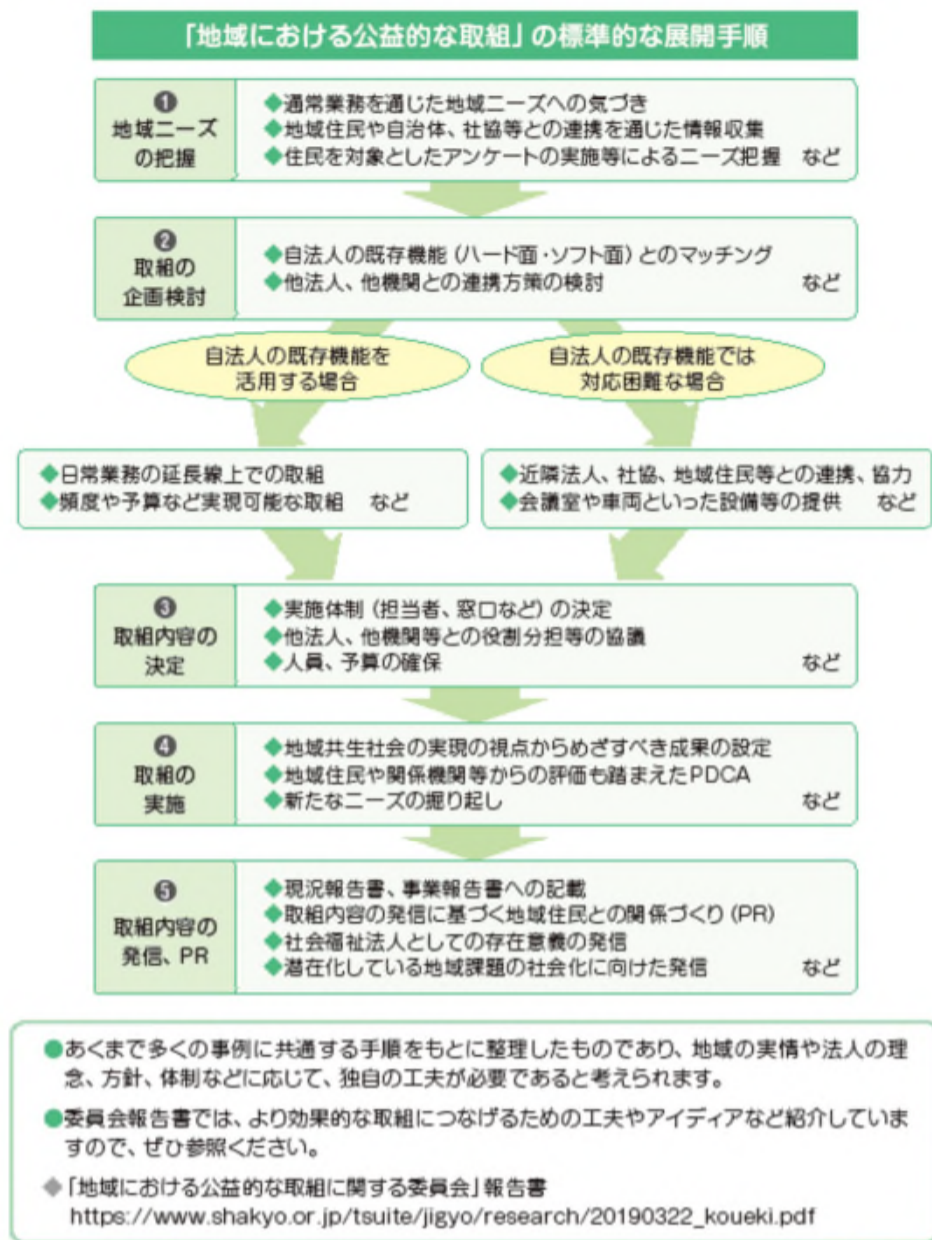
地域における包括的な支援体制の確立

〈地域共生社会の実現〉

- このような社会的な効果、成果を再認識し、あらためて各法人の取組が地域における公益的な取組を拡充・発展させるとともに、他法人や自治体、社協等との連携を強化し、地域住民等に対して積極的に発信していきましょう!

●本委員会では、これまでに収集した実践事例等を通じて、地域共生社会の実現に向けて、「地域における公益的な取組」を展開するうえでの標準的な手順について、以下のように整理しました。

「地域における公益的な取組」の標準的な展開手順



施設種別の特性や専門性を活かした取組と現況報告書への記載例

貴法人では必ずいずれかの取組を実施しているはずですが！
 以下の取組例を参考に、現況報告書に記載し、積極的に発信しましょう！

施設種別/取組例	現況報告書での分類
種別共通 <input checked="" type="checkbox"/> 実習生の受入れ 実習生や研修生等の受入れによる福祉人材の育成 <input checked="" type="checkbox"/> 行事やバザーの開催 行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり <input checked="" type="checkbox"/> 複数法人間連携事業への参画 連携事業への参画による地域のセーフティネット構築 <input checked="" type="checkbox"/> 認定就労訓練事業の実施 認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援 <input checked="" type="checkbox"/> 災害時に備えた地域のコミュニティづくり 地域住民と連携した防災体制の構築	⑤ 地域住民に対する福祉教育 ⑤ その他 ④ 地域の関係者とのネットワークづくり ① 地域の要支援者に対する相談支援 ④ 地域の関係者とのネットワークづくり
保育所など <input checked="" type="checkbox"/> 地域の子育て家庭の相談支援 開庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談 <input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画 <input checked="" type="checkbox"/> 子育てサロン 子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	① 地域の要支援者に対する相談支援 ④ 地域の要支援者に対する権利擁護支援 ⑤ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
社会的養護関係施設など <input checked="" type="checkbox"/> 施設退所者への継続的な支援 児童養護施設退所者への相談支援 <input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	① 地域の要支援者に対する相談支援 ④ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
障害福祉関係施設など <input checked="" type="checkbox"/> 障害の理解促進の取組 地域住民の交流による障害の理解促進 <input checked="" type="checkbox"/> 買い物支援サービス 移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施	⑦ 地域住民に対する福祉教育 ② 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
高齢者福祉施設など <input checked="" type="checkbox"/> 配食サービス 高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 認知症カフェ 認知症カフェの開催による認知症への理解と課題共有 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者負担軽減制度 低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担減免	② 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援 ⑤ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動 ⑤ 既存事業の利用料の減額・免除
介護施設など <input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者への自立支援 施設退所者に対する自立相談支援を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者への生活費支援 生活困窮者への生活費支給や物資の貸付	① 地域の要支援者に対する相談支援 ④ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

地域における公益的な取組に関する委員会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 法人振興部
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新豊が関ビル
 TEL03-3581-7819 FAX03-3581-7928
 ※本レポートは、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として作成したものです。

参考資料6

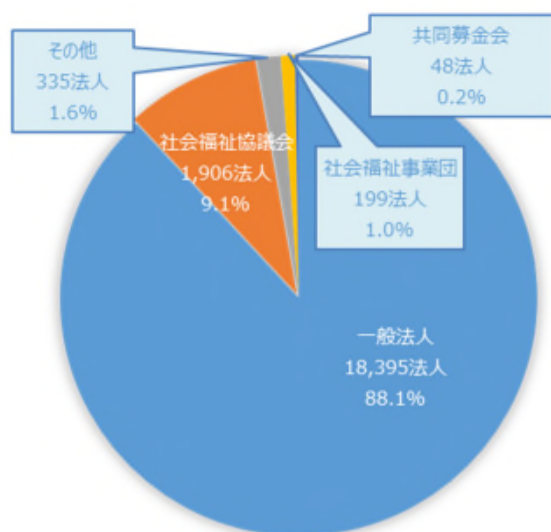
社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2020年度 運用スケジュール（全体イメージ）

区分	2020年																																						
	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月								
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下						
社会福祉法人													入力シートのダウンロード(4月1日～)															システムから届出できません											
所轄庁													入力シートの入力・保存・届出(4月1日～6月30日)															システムから提供できません											
都道府県													入力シートの内容の確認と都道府県への提供(4月1日～8月31日)															システムから提供できません											
福祉医療機構													入力シートの内容の確認と厚生労働省への提供(4月1日～9月30日)															システムから提供できません											
													2020年度運用開始(4月1日)												2020年度の届出終了(10月末日予定)														
													データ更新等 ～3月31日																								データ更新等 ～3月31日		
													集約結果の公表 (2月中を予定)																										
													現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画の公表(4月1日～10月末) [現況報告書・計算書類は所轄庁へ届出後、社会福祉充実計画は所轄庁の確認後に公表]																										

1-3.法人種別法人数

区分	法人数
一般法人	18,395
社会福祉協議会	1,906
社会福祉事業団	199
共同募金会	48
その他	335
合計	20,883

(前年度：20,813)



(N=20,883法人)

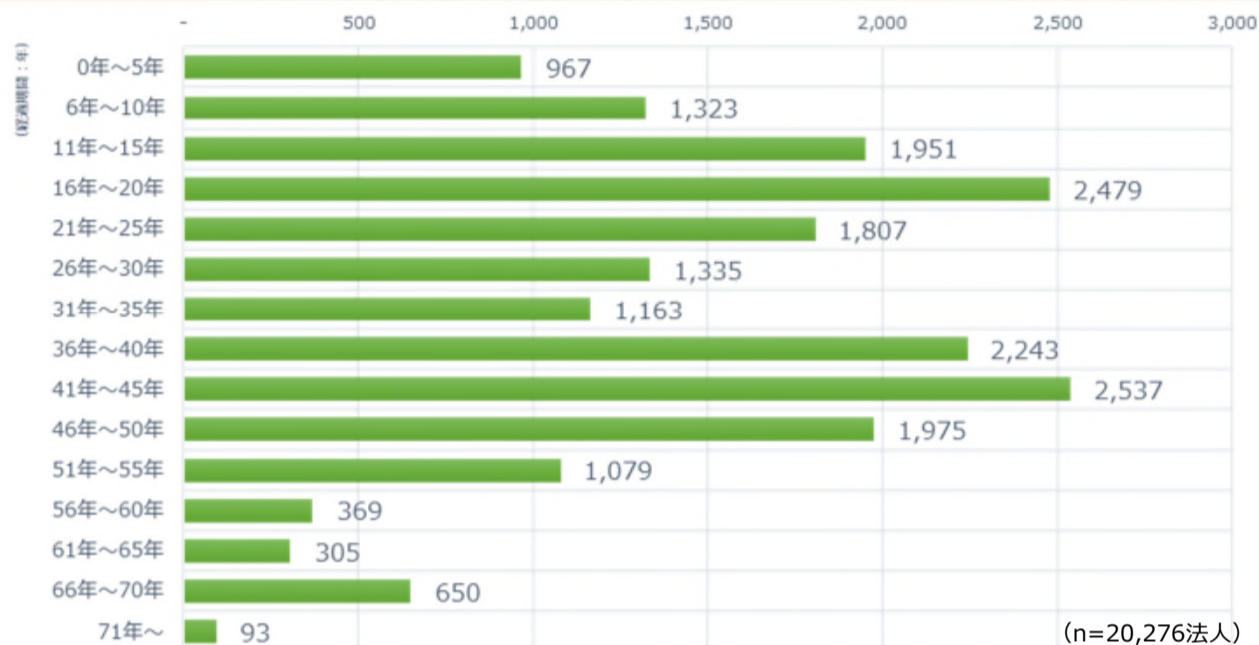
法人種別法人数

- ・社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人(20,883法人:令和元年11月末現在)の基本情報に基づき、その法人数を「法人種別」に集計した結果である。
- ・一般法人(88.1%)が最も高く、次いで、社会福祉協議会(9.1%)、その他(1.6%)、社会福祉事業団(1.0%)、共同募金会(0.2%)と続いている。

「一般法人」とは、施設を経営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

1-4.設立認可からの経過期間別法人数

(法人数：法人)



(n=20,276法人)

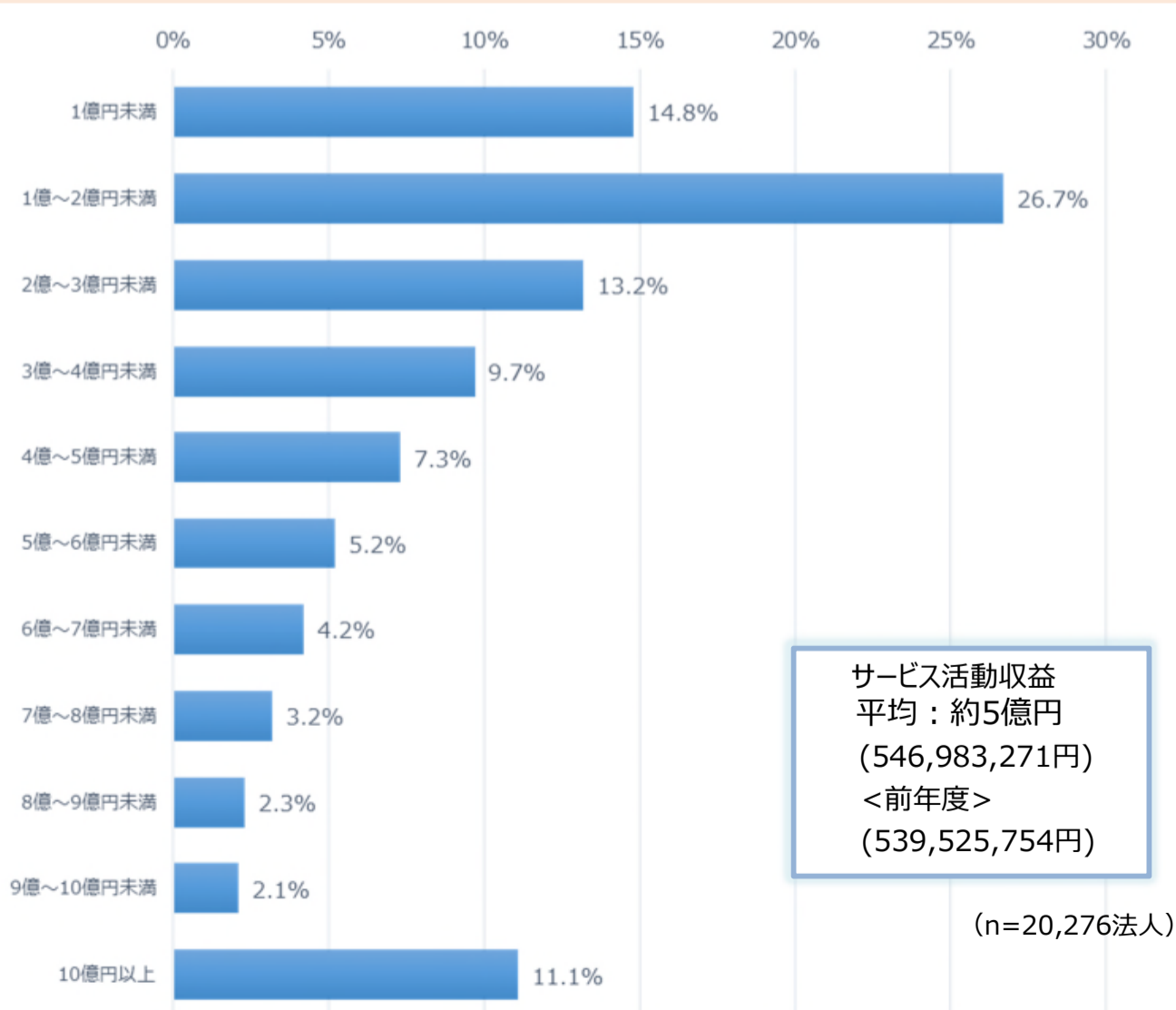
- ・41年～45年(2,537法人)が最も多く、次いで、16年～20年(2,479法人)、36年～40年(2,243法人)と続いている。

現況報告書等の集約結果について (2)

※データは平成30年度社会福祉法人電子開示システムに基づく。

2.社会福祉法人の経営状況

2-1.「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



(n=20,276法人)

- ・1億～2億円未満(26.7%)が最も多く、次いで、1億円未満(14.8%)、2億～3億円未満(13.2%)と続いている。
- ・また、サービス活動収益の平均は約5億円である。

サービス活動収益
平均：約5億円
(546,983,271円)
<前年度>
(539,525,754円)

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

○ **社会福祉法人の連携・協働化の方法**

① **社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携**

- ・ 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

② **社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設**

- ・ 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

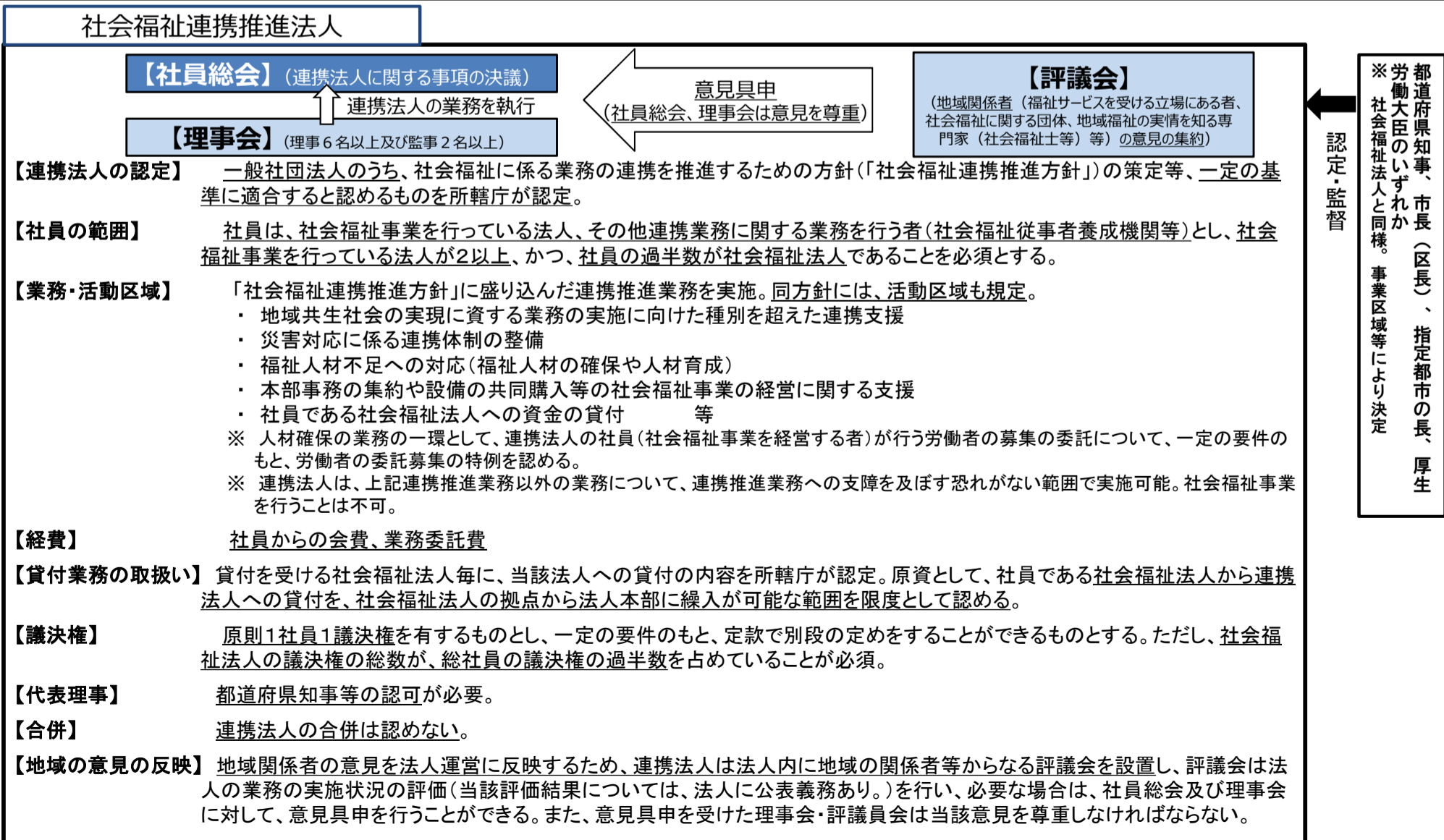
③ **希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備**

- ・ 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦労したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- ・ 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

○ **連携・協働化に向けた今後の課題**

- ・ 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- ・ 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」等に加え、社会福祉法人間の連携方策に、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。

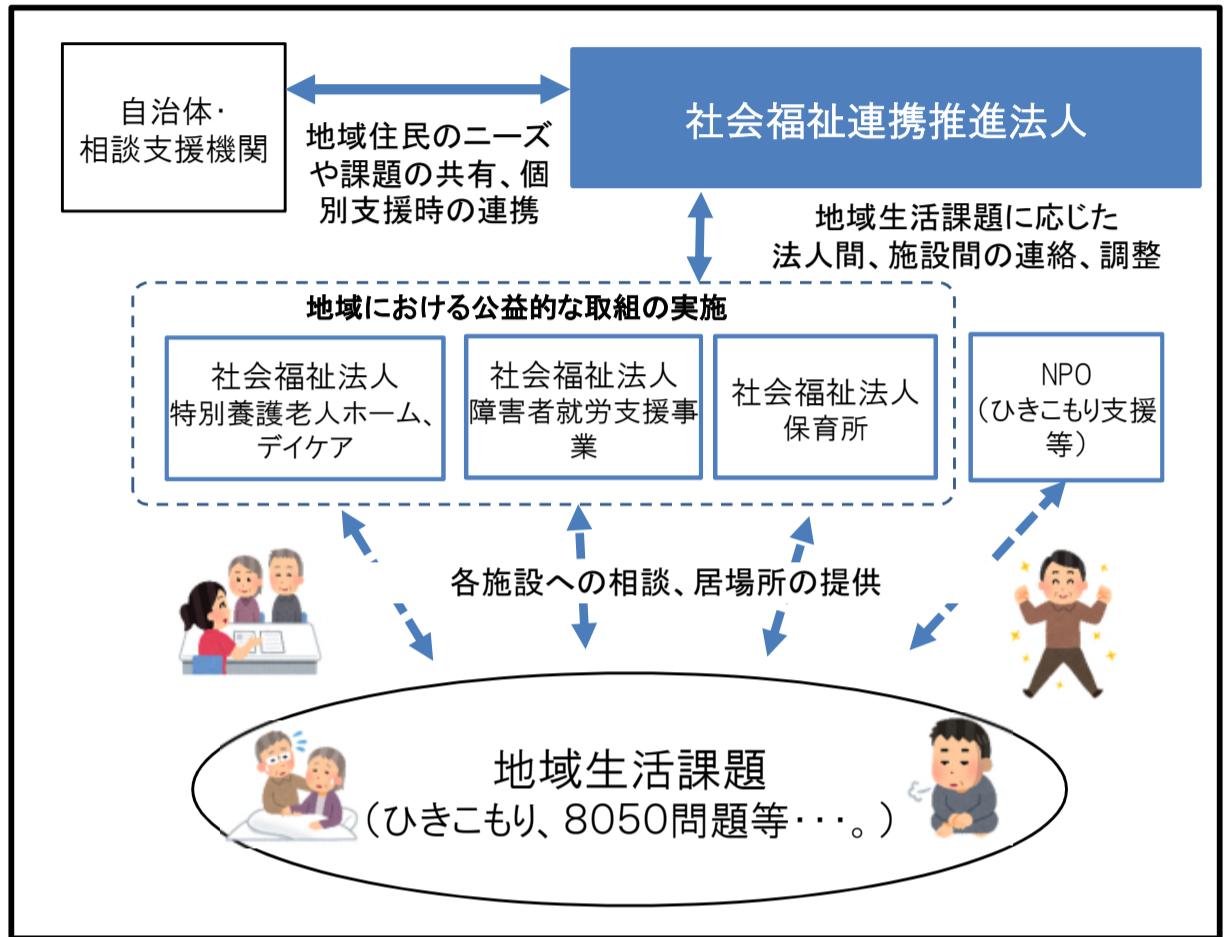
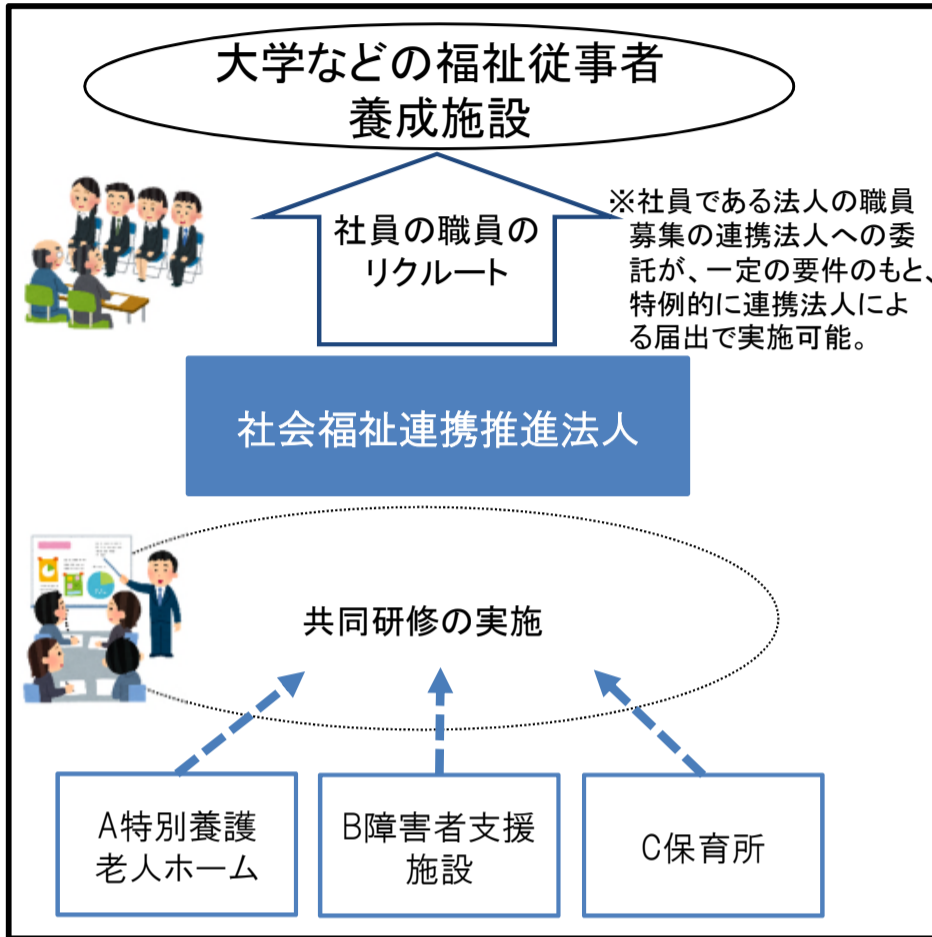


社会福祉連携推進法人の業務のイメージ

- 地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして制度化。
- 具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施。

(例)各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応



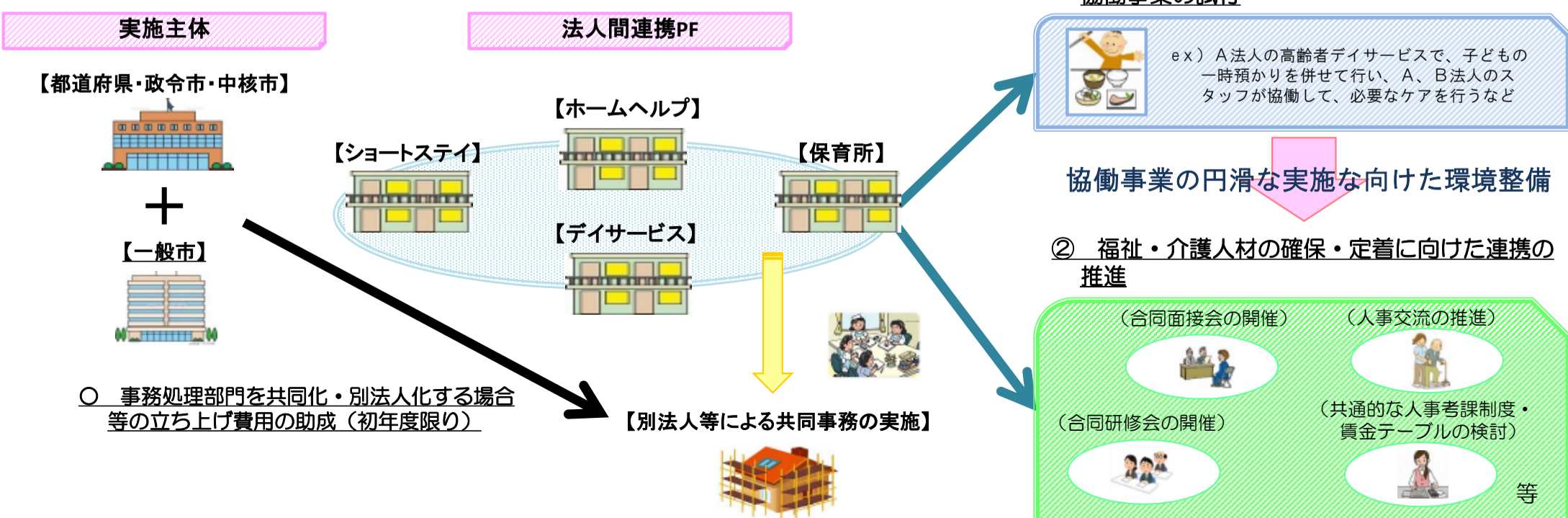
参考資料10

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」

【要旨】 〔令和2年度予算額(案)：1,228,180千円（1,228,180千円）（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金〕

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
- なお、令和元年度予算においては、本事業の一層の推進を図りつつ、小規模法人等における経営効率化、人材の確保・定着を促進する観点から、実施主体の拡大や取組内容の充実等事業内容の拡充を図る。

【事業内容】



都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは、37都府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは、26府県

※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	年度内構築予定 (胆振東部地震時活動あり)		石川県	○		岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	検討中		広島県	検討中	
岩手県	○	◎	山梨県	検討中		山口県	○	
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	○
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	検討中	
茨城県	年度内構築予定		三重県	○		福岡県	○	
栃木県	○	◎	滋賀県	○	年度内設置予定	佐賀県	来年度構築予定	来年度設置予定
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	年度内構築予定		兵庫県	○		大分県	○	○
東京都	○		奈良県	○	○	宮崎県	検討中	
神奈川県	○		和歌山県	検討中		鹿児島県	○	
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○		島根県	○	○			

※◎はDWAT活動経験がある。

2020年1月31日現在 厚生労働省調べ

事務連絡
平成30年10月19日

各 都道府県
指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省労働省健康局総務課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれは、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、一般の被害状況を踏まえ、別添1の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添2のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

（別添1）

点検対象施設

1. 高齢者関係施設
 - (1) 老人短期入所施設
 - (2) 養護老人ホーム
 - (3) 特別養護老人ホーム
 - (4) 軽費老人ホーム
 - (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
 - (6) 生活支援ハウス
 - (7) 介護老人保健施設
 - (8) 介護医療院
 - (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (11) 有料老人ホーム
 - (12) サービス付高齢者向け住宅
2. 障害児者関係施設
 - (1) 障害者支援施設
 - (2) 福祉型障害児入所施設
 - (3) 医療型障害児入所施設
 - (4) 共同生活援助事業所（グループホーム）
 - (5) 短期入所事業所
 - (6) 療養介護事業所
 - (7) 宿泊型自立訓練事業所
3. 児童関係施設
 - (1) 助産施設
 - (2) 乳児院
 - (3) 母子生活支援施設
 - (4) 児童養護施設
 - (5) 児童心理治療施設
 - (6) 児童自立支援施設
 - (7) 児童自立生活援助事業所
 - (8) 小規模住居型児童養育事業所
 - (9) 婦人保護施設
 - (10) 婦人相談所一時保護施設
 - (11) 児童相談所一時保護施設
 - (12) 保育所・認定こども園

(13) 小規模保育事業所

(14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）

(15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

4. その他施設

(1) 救護施設

(2) 更生施設

(3) 宿所提供施設

(別添2)

社会福祉施設等における点検項目（例）

1. 停電に備えた点検

<非常用自家発電機関係>

① 非常用自家発電機が有る場合

・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。

・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるような性能の把握及び訓練をしているか。

② 非常用自家発電機が無い場合

・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。

・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

<電灯（照明）関係>

・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

<防寒関係>

・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

<介護機器・器具関係>

・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。

・人工透析者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

2. 断水に備えた点検

<生活用水関係>

・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。

・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。

・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。

（注）節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

(注) 入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

＜飲料水関係＞

・飲料水の備蓄をしているか。

(注) 災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

＜汚水・下水関係＞

・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

3. ガスが止まった場合に備えた点検

・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

(注) 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）をしているか。

・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

4. 通信が止まった場合に備えた点検

・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。

・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

(注) 緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。

5. 物資の備蓄状況の点検

・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。

・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

(注) 消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

(注) 利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

(注) 備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

6. その他留意事項

・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立って行うこと。

・上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。

・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役員間等で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。

・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

参考資料13

○都道府県別の受審数

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	290
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	248
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	269
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	137
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	83
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	59
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	119
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	84
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	223
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	127
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	436
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	859
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	33,309
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	2,768
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	222
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	6	94
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	219
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	85
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	68
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	415
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	259
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	475
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	1,154
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	248
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	88
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	2,991
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	1,082
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	794
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	45
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	65
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	375
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	62
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	92
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	239
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	253
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	53
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	62
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	224
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	38
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	205
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	42
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	182
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	468
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	169
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	71
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	162
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	67
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	50,079

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

○主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	平成30年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	平成30年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	498	7,891	6.31%	6,365
	養護老人ホーム	36	959	3.75%	581
	軽費老人ホーム	33	2,302	1.43%	458
	訪問介護	70	35,311	0.20%	1,206
	通所介護	179	23,597	0.76%	3,005
	小規模多機能居宅介護	81	5,342	1.52%	911
	認知症対応型共同生活介護	480	13,346	3.60%	5,160
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	8	23,074	0.03%	26
	生活介護	147	7,275	2.02%	1,078
	自立訓練（機能訓練）	0	428	0.00%	11
	自立訓練（生活訓練）	2	1,374	0.15%	56
	就労移行支援	27	3,471	0.78%	154
	就労継続支援（A型）	13	3,776	0.34%	98
就労継続支援（B型）	169	11,041	1.53%	1,261	
共同生活援助	145	7,590	1.91%	383	
障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業）	181	2,549	7.10%	1,368	
多機能型	136	—	—	920	
児童	保育所	1,648	23,573	6.99%	14,238
	幼保連携型認定こども園	41	5,137	0.80%	143
	地域型保育事業	4	3,719	0.11%	13
	その他保育事業	234	—	—	1,009
	児童養護施設 ※3	137	605	22.64%	2,096
	乳児院 ※3	28	140	20.00%	403
	児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設） ※3	7	46	15.22%	98
	児童自立支援施設 ※3	8	58	13.79%	133
	母子生活支援施設 ※3	40	227	17.62%	696
	自立援助ホーム ※3	13	154	8.44%	68
	ファミリーホーム ※3	1	347	0.29%	3
	児童館	6	4,541	0.13%	41
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	15	528	2.84%	78
	医療型児童発達支援センター	8	99	8.08%	35
	児童発達支援事業	15	5,981	0.25%	50
	放課後等デイサービス	31	11,301	0.27%	72
	障害児多機能型	14	—	—	44
	障害児入所施設（福祉型）	24	263	9.13%	109
	障害児入所施設（医療型）	7	212	3.30%	55
厚生	婦人保護施設	2	46	4.35%	72
	救護施設	22	186	11.83%	270
他	その他 ※4	413	—	—	5,475
	合計	4,923	—	—	50,079

※1 全国施設数は、

「平成29年社会福祉施設等調査報告」（平成29年10月1日現在）、「平成29年介護サービス施設・事業所調査」（平成29年10月1日現在）、
「保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日現在）」における保育所数、「地域型保育事業の件数について（平成28年4月1日現在）」、
「認定こども園に関する状況について（平成31年4月1日現在）」における幼保連携型認定こども園数、
「社会的養育の推進に向けて（平成31年1月）」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、
自立援助ホーム、ファミリーホーム数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」
「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」

○都道府県別の受審数の内訳(運営主体別)

No.	都道府県	公営	社会福祉法人※1	社会福祉協議会	医療法人	営利法人(会社)	特定非営利活動法人	日赤	社団・財団	協同組合	その他	合計
1	北海道	1	5	1	0	11	0	0	0	0	1	19
2	青森県	0	3	16	0	0	0	0	0	0	0	19
3	岩手県	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
4	宮城県	0	9	0	2	0	0	0	0	0	0	11
5	秋田県	0	6	0	0	0	5	0	0	0	0	11
6	山形県	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	9
7	福島県	0	7	0	0	0	0	0	1	0	1	9
8	茨城県	0	9	0	0	1	0	0	0	0	0	10
9	栃木県	11	16	0	0	0	0	0	0	0	0	27
10	群馬県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	7
11	埼玉県	8	16	0	0	11	0	0	0	0	2	37
12	千葉県	1	53	2	0	19	1	0	0	0	1	77
13	東京都	232	1,782	13	74	803	195	2	49	6	89	3,245
14	神奈川県	36	150	0	2	121	7	0	2	0	7	325
15	新潟県	0	21	0	0	0	0	0	1	0	0	22
16	富山県	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
17	石川県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
18	福井県	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	45	21	0	0	0	0	1	0	0	3	70
21	岐阜県	10	18	0	2	7	0	0	0	0	0	37
22	静岡県	9	33	0	0	0	0	0	0	1	0	43
23	愛知県	13	86	1	0	16	0	0	0	0	2	118
24	三重県	2	23	0	1	1	0	0	0	0	0	27
25	滋賀県	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	11
26	京都府	3	157	16	17	30	5	0	7	2	3	240
27	大阪府	2	86	0	1	11	0	0	0	0	0	100
28	兵庫県	6	51	1	2	2	1	0	1	0	0	64
29	奈良県	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	5
30	和歌山県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
31	鳥取県	3	30	0	2	6	0	0	1	0	0	42
32	島根県	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
33	岡山県	0	12	0	0	1	0	0	0	0	0	13
34	広島県	5	29	0	0	0	0	0	0	0	0	34
35	山口県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
36	徳島県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
37	香川県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
38	愛媛県	6	7	2	0	1	0	0	0	0	0	16
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	10
41	佐賀県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
42	長崎県	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19
43	熊本県	0	36	2	0	0	0	0	0	0	1	39
44	大分県	0	5	0	0	0	1	0	2	0	0	8
45	宮崎県	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
46	鹿児島県	0	3	1	1	0	0	0	0	0	1	6
47	沖縄県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	3	7
全国合計受審数		410	2,766	55	104	1,043	223	3	64	9	116	4,793

※1「社会福祉協議会」以外

※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の130件は含まない

参考資料14

○苦情受付件数(平成12年度～平成30年度)

(件)

都道府県	30年度			29年 度	28年 度	27年 度	26年 度	25年 度	24年 度	23年 度	22年 度	21年 度	20年 度	19年 度	18年 度	17年 度	16年 度	15年 度	14年 度	13年 度	12年 度	累計
	初回	継続	計																			
北海道	73	51	124	160	163	149	139	146	117	140	89	107	106	85	93	69	62	49	46	51	8	1,903
青森県	4	23	27	36	36	53	56	46	50	40	41	36	26	27	34	36	25	23	18	21	0	631
岩手県	9	42	51	60	62	30	26	33	20	10	15	26	17	36	23	36	33	28	20	18	4	548
宮城県	2	31	33	40	50	38	46	50	42	53	33	55	77	48	62	48	28	41	15	8	6	773
秋田県	12	21	33	27	27	41	29	32	27	30	37	29	28	23	47	35	60	69	56	15	4	649
山形県	19	12	31	50	31	28	27	52	18	28	20	22	32	24	15	21	37	36	21	13	5	511
福島県	36	12	48	38	35	35	41	33	35	31	38	44	57	55	36	28	25	32	13	11	1	636
茨城県	48	30	78	68	66	64	53	64	58	55	84	69	14	16	20	22	24	31	37	18	3	844
栃木県	59	5	64	50	46	48	32	45	34	29	43	41	54	55	39	48	34	47	26	32	3	770
群馬県	50	12	62	49	26	35	34	36	26	35	55	39	46	51	42	40	39	41	48	10	3	717
埼玉県	20	36	56	53	68	65	83	57	60	81	88	42	53	92	79	109	105	113	68	57	39	1,368
千葉県	92	141	233	250	271	290	252	260	244	161	147	93	114	109	107	135	101	129	57	65	24	3,042
東京都	743	10	753	654	789	819	889	760	766	438	395	398	431	377	320	410	308	229	90	59	5	8,890
神奈川県	57	73	130	120	122	131	154	107	95	94	100	95	87	86	90	101	75	85	77	73	36	1,858
新潟県	45	1	46	39	48	65	69	72	70	61	39	39	33	44	53	40	37	33	27	23	2	840
富山県	25	0	25	18	22	24	33	21	18	7	7	9	16	35	16	12	20	23	10	7	0	323
石川県	22	0	22	19	22	25	25	28	12	19	31	20	24	14	16	14	9	11	11	11	4	337
福井県	28	1	29	32	24	28	27	33	45	34	34	26	18	34	37	25	38	29	7	17	6	523
山梨県	14	0	14	13	8	10	9	6	9	18	8	12	11	7	8	4	10	5	14	9	0	175
長野県	19	37	56	62	54	56	44	69	63	40	57	63	55	50	54	61	47	25	28	36	18	938
岐阜県	108	0	108	71	43	55	39	55	44	24	18	33	35	27	32	38	38	32	25	21	1	739
静岡県	72	0	72	71	31	73	53	28	34	30	35	57	54	73	59	64	42	14	22	6	0	818
愛知県	176	0	176	187	158	176	161	155	122	118	125	89	87	90	70	86	72	56	60	67	28	2,083
三重県	93	21	114	118	123	132	110	84	70	65	50	37	35	14	16	22	27	50	19	30	8	1,124
滋賀県	11	10	21	37	24	37	39	23	14	26	21	25	33	41	41	42	44	34	35	56	35	628
京都府	91	70	161	97	109	196	148	99	113	135	108	82	70	63	77	63	78	65	40	27	3	1,734
大阪府	382	68	450	416	456	334	280	264	275	249	204	214	198	202	185	183	166	261	235	151	25	4,748
兵庫県	140	85	225	183	184	139	84	154	137	91	82	65	77	59	83	67	78	82	42	31	35	1,898
奈良県	24	5	29	34	34	57	39	48	50	38	30	27	32	15	24	16	26	18	18	13	5	553
和歌山県	27	1	28	26	30	33	28	35	25	26	43	41	33	48	55	44	40	22	24	11	7	599
鳥取県	25	20	45	46	28	30	34	110	48	31	23	22	15	22	37	23	29	11	11	12	1	578
島根県	19	0	19	17	27	18	21	24	21	22	14	16	24	21	24	24	40	66	31	16	5	450
岡山県	19	5	24	41	34	44	25	25	13	26	33	33	17	27	27	46	31	27	25	20	13	531
広島県	36	6	42	99	80	75	73	49	46	27	6	21	25	35	36	44	49	46	33	41	12	839
山口県	81	14	95	91	59	60	50	59	37	33	34	31	39	36	29	38	28	28	48	61	34	890
徳島県	22	0	22	21	55	28	33	33	19	21	11	17	40	21	20	26	26	28	29	29	0	479
香川県	12	20	32	38	32	37	27	12	13	14	18	25	33	30	20	33	35	31	26	25	18	499
愛媛県	19	7	26	13	16	27	18	24	18	24	29	20	51	39	54	44	41	37	38	20	14	553
高知県	8	0	8	23	23	21	25	38	13	24	20	15	16	15	21	18	14	36	23	12	8	373
福岡県	287	32	319	273	249	239	220	260	166	156	124	121	119	116	112	110	101	88	47	35	12	2,867
佐賀県	24	21	45	43	43	39	25	11	6	17	12	10	14	13	15	12	28	29	14	7	2	385
長崎県	16	8	24	30	44	32	34	33	45	40	53	48	41	66	66	39	42	65	16	16	6	740
熊本県	70	1	71	69	69	59	76	45	30	32	51	41	56	58	66	53	49	28	13	4	5	875
大分県	36	0	36	45	38	16	42	40	36	45	26	27	28	27	23	28	11	23	18	20	3	532
宮崎県	17	5	22	24	12	28	19	37	27	12	15	6	10	5	23	39	29	18	13	11	1	351
鹿児島県	23	50	73	78	91	50	47	35	46	53	49	28	32	45	49	15	37	14	12	10	7	771
沖縄県	69	30	99	88	81	71	73	60	53	62	58	30	41	42	60	60	46	44	36	29	2	1,035
合計	3,284	1,017	4,301	4,117	4,143	4,140	3,891	3,790	3,330	2,845	2,653	2,446	2,554	2,518	2,515	2,571	2,364	2,332	1,642	1,335	461	53,948

※累計は12～30年度